

マイナンバー制度の現状と 情報連携及びマイナポータル等について



内閣官房 番号制度推進室

1. マイナンバー制度の現状について



マイナンバー制度の現状

令和元年6月

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番

H28年1月～税・社会保障・災害分野の106項目の事務で利用開始

（例）確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の省略

・ H29年11月～ 約850手続 ⇒ H30年10月～ 約1,200手続

・ H31年4月以降、年金関係の約1,000手続を順次運用開始

3. マイナンバーカード

H28年1月～交付開始

R元年6月7日時点 1,710万枚交付（全住民に占める割合 13.4%）

⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議（R1.6.4）において、
マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進
に関する方針を決定

4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始

（自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など）

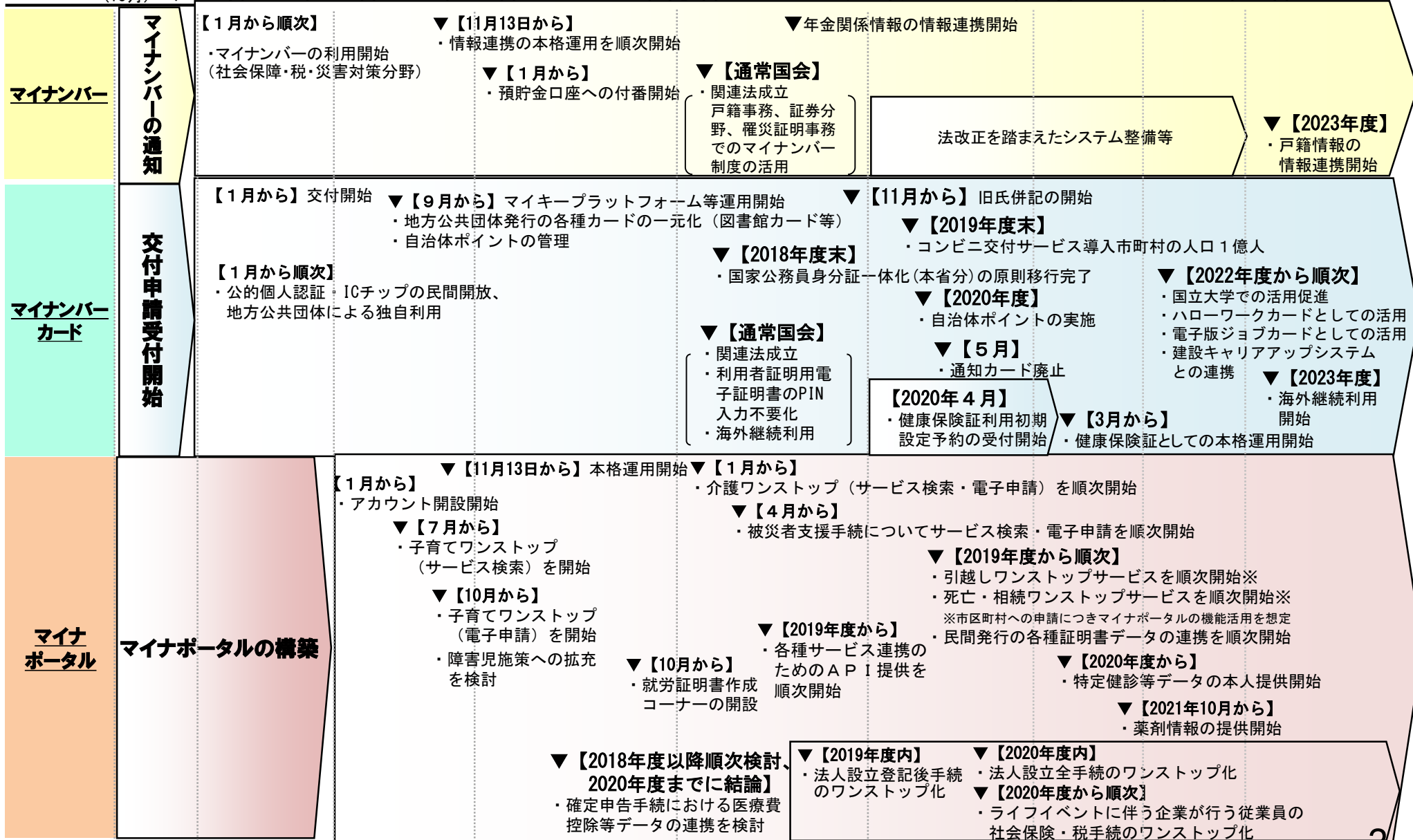
5. マイナンバー制度の拡充

- ・ デジタル手続法（国外転出者に対するマイナンバーカード利用、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加）
- ・ 戸籍法の一部改正（戸籍制度とマイナンバー制度の連携）
- ・ 所得税法等の一部改正（証券保管振替機構のマイナンバー利用）

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R元.6月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議 (令和元年6月4日) 決定」等を元に内閣官房において作成。

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。5

マイナンバーカードを活用した消費活性化策

R元予算：119.3億円

- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 令和元年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上

1. 対策の規模・効果

- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、具体的な制度内容を検討
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の終了後においても、消費の活性化を継続実施

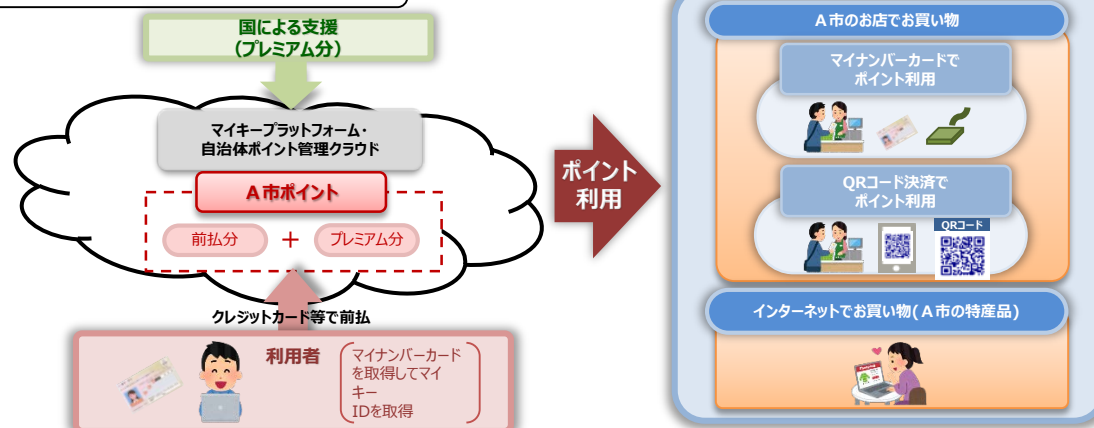
2. 2019年度の実施

- ① プレミアム付与に必要となる既存システム改修等（自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等）（26.4億円）
- ② マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等（92.9億円）

3. 2020年度の実施

自治体ポイントに対するプレミアムの付与、地域でのポイント利用（消費の活性化）

4. 検討している事業イメージ



5. 3つの対策の実施スケジュール（イメージ）

	2019年度	2020年度
	10月	
低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券	事業実施	
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	事業実施	
マイナンバーカードを活用した消費の活性化策（自治体ポイント）	事業実施に向けた準備作業（システム改修、広報、マイキーID設定支援、店舗募集等）	事業実施

マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

① マイナポータルにアクセス

② オンライン資格確認の利用に同意

マイナポータル
（情報提供等記録開示システム）

③ 自己情報表示で
被保険者番号を要求

情報提供NWS

総務省

④ 被保険者番号を要求

医療保険者
中間サーバー

支払基金・国保中央会（国保連）

⑤ 被保険者番号を提供

⑥ 被保険者番号を取得

⑦ 被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録

II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

マイナンバーカード※

※PIN（暗証番号）なし

（注）PIN入力を要しない方式。実現に向けては、公的個人認証法の改正が必要。

i 医療機関等に提示

保険医療機関

ii 資格情報※を照会
（利用者証明用電子証明書or被保険者番号）

iii 資格情報※を取得

支払基金・国保中央会（国保連）

オンライン資格確認等
システム

※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、
資格取得・喪失日 等

健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

※医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により下記規定が新設

※国民健康保険法等各種医療保険関係法律においても同種の規定が追加。

（定義）

第三条（略）

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等…から療養を受けようとする者…が、保険者に対し、個人番号カード…に記録された利用者証明用電子証明書…を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等…に提供し、当該保険医療機関等…から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（療養の給付）

第六十三条（略）

3 第一項の給付を受けようとする者は、…病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法…により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受ける者とする。

【参考：被保険者番号の告知要求制限に関する規定】

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2. マイナンバー制度における 情報連携について



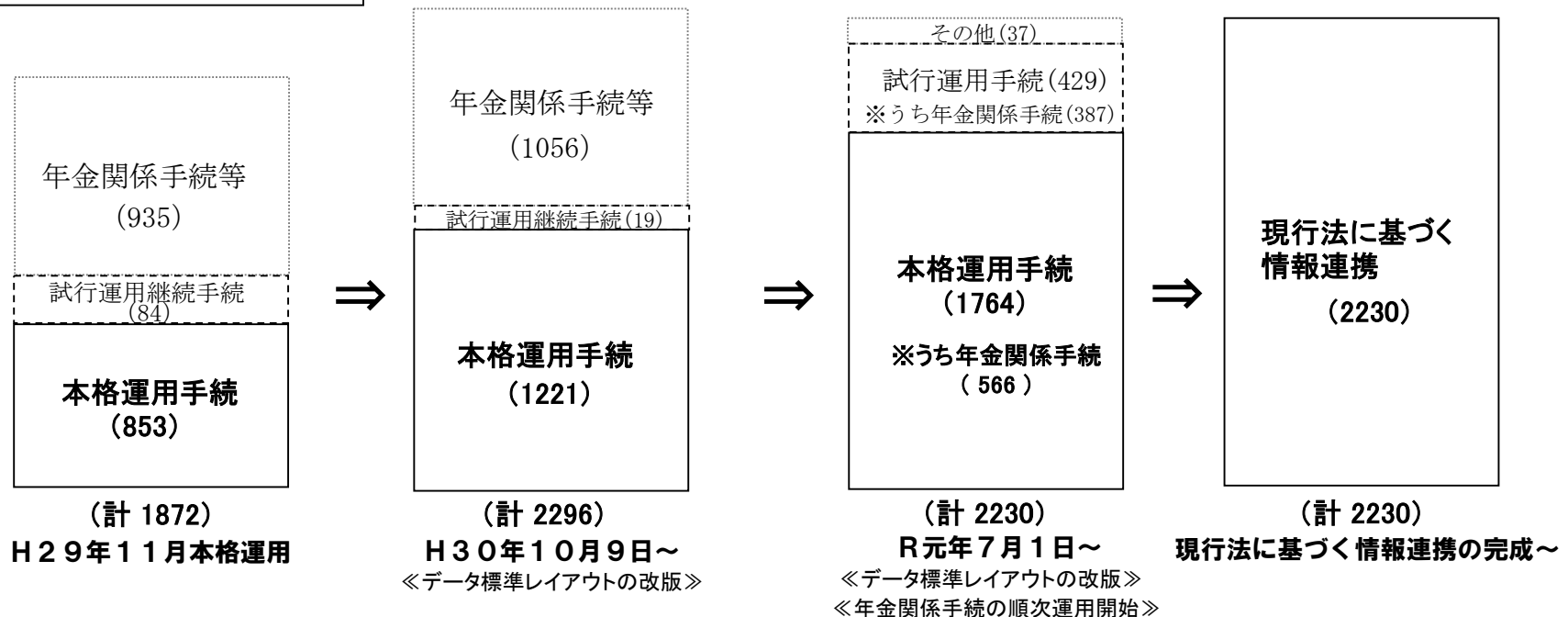
マイナンバー制度における情報連携について

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続（年金関係を除く）において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始（約850事務手続）
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充（約1200事務手続）
- ・平成31年4月～ 年金関係手続（約1000事務手続）の情報連携を順次運用開始

情報連携事務手続数の変遷



年金関係手続における情報連携のスケジュール等について

年金分野でのマイナンバー制度の情報連携について（厚生労働省HPより抜粋）

マイナンバー制度における年金関係の情報連携については、情報連携の開始に向けて準備を進めています。

情報連携の本格運用が開始された場合には、各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付や、年金関係の手続を行う際の課税証明書等の添付が不要となる等のメリットが生まれます。

日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会の試行運用については、平成31年4月15日（月）から開始しています。また、試行運用の状況等を踏まえ、令和元年7月1日（月）から順次本格運用に移行することとしており、具体的な対象手続等については本ホームページ等でお知らせしていく予定です。

地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会の試行運用については、令和元年6月17日（月）（令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日）から開始することとしています。一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定です（添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じます。具体的な本格運用への移行日時、対象手続等については、試行運用の状況等を踏まえ、追ってお知らせしていく予定です。）。

今後のスケジュール等については、随時、内容を更新して公表しています。（最終更新日：令和元年6月10日）

【年金関係の情報連携の今後のスケジュール】

- ・日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会
… 平成31年4月15日（月）から試行運用開始。試行運用の状況等を踏まえ、令和元年7月1日（月）から順次本格運用に移行。
- ・地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会
… 令和元年6月17日（月）から試行運用開始。一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定。

（参考：これまでの経緯）

- | | | | |
|----------|---|---|-----------------------|
| 平成27年 5月 | 日本年金機構（以下「機構」という。）情報流出事案 | ⇒ | 機構の個人番号の利用・情報連携を法律上停止 |
| 平成28年11月 | 機構における個人番号の利用の停止を解除する政令制定 | ⇒ | 平成29年1月より利用開始 |
| 平成29年11月 | 機構における情報連携の停止を解除する政令制定 | ⇒ | 平成30年3月以降順次開始を目標に準備 |
| 平成30年 3月 | 機構からの外部委託事業者の無断再委託等の問題が判明 | ⇒ | 上記準備を中断 |
| ～12月 | 機構における業務委託の在り方等の見直し、その内容を厚生労働省・個人情報保護委員会が確認 | | |

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例（年金関係手続）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 （国民年金法）	日本年金機構	住民票	児童手当の申請 （児童手当法）	市町村	年金加入証明書
		課税証明書	児童扶養手当の申請 （児童扶養手当法）	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 （国民年金法）	日本年金機構	課税証明書	奨学金の申請 （独立行政法人日本学生支援機構法）	日本学生支援機構	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票			年金振込通知書
各種年金の裁定請求 （厚生年金保険法、国民年金法等）	日本年金機構	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 （障害者総合支援法）	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金振込通知書
		雇用保険被保険者証	生活保護の申請 （生活保護法）	保護の実施機関 （都道府県・市等）	年金額改定通知書
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届） （厚生年金保険法、国民年金法等）	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	都道府県・政令指定都市	年金証書
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認 （国民年金法）	日本年金機構	所得状況届			年金振込通知書

（注）個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

情報連携の効果①（平成30年11月8日のアンケート結果より）

<子育て分野（児童手当の申請、保育料の決定等）>

〔A市（人口約40万人）〕

- 「課税証明書」などの発行件数は、マイナンバーによる情報連携の前後で、16%減少しました（平成28年度19,289通→平成30年度見込み16,177通（▲3,112通））
- 引越しをしてきた住民から「課税証明書」等の提出がなかった場合の催促の電話や提出依頼書の郵送に係る事務や、提出待ちの保留書類の管理に充てる手間が軽減されました。

〔B区（東京23区）〕

- マイナンバーの情報連携の開始前は、4月に引越しをしてきた住民は、4月時点と6月時点（現況届提出時点）の二度にわたり「課税証明書」の添付が必要であったが、その必要がなくなりました。

〔C市（指定都市）〕

- マイナンバーによる情報連携開始前である平成29年6月の現況届提出時には、「所得証明書」「住民票の写し」の未提出世帯に対する督促事務が約1,000件がありましたが、情報連携開始後（平成30年6月）の督促は0件となりました。
- マイナンバーによる情報連携開始後は、児童手当の支給に関する事務において、提供を受けた課税情報をシステムと連携させたことで、職員による入力作業が軽減されました（開始後の平成30年度は約5,000件の入力作業減）。

<介護保険（負担割合証・負担限度額認定証の発行）分野>

〔D市（人口約30万人）〕

- マイナンバーの情報連携の開始後は、引越しをしてきた介護保険サービスの受給者は、「課税証明書」を添付することなく、現住所のある市区町村へ介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証を申請することが可能となりました。
- D市サイドにとっても、情報連携によるオンラインでの事務処理となり、申請から発行までの期間が短縮されました。（従前：約1カ月⇒情報連携開始後：数日）

情報連携の効果②（平成30年11月8日のアンケート結果より）

<障害者に対する支援制度分野>

〔E市（人口約40万人）〕

- 施設入所などのために、E市から別の市区町村へ引越しをしたものの、居住地特例により引き続きE市の支援対象になっている障害者が、補装具費の支給を申請する際には、引越し先の市区町村が発行する「課税証明書」の添付を省略できるようになりました。

（注）居住地特例とは、障害者が入所する施設等の所在市区町村の事務や費用の負担が過大とならないよう、一定の施設の入所者等について、引き続き入所前に居住していた市区町村が支援を行う特例です。

<生活保護分野>

〔F市（人口約30万人）〕

- マイナンバーの情報連携の開始後は、収入状況の照会・回答を情報連携で行えるようになり、処理時間が短縮されました。
- 生活保護費の受給者にとっても、市内外を問わず収入状況の調査が迅速に行われるようになり、受給者間での公平性を確保することができるようになりました。

〔G市（人口約30万人）〕

- マイナンバーの情報連携の開始後は、社会保険の加入状況や雇用保険の受給状況がスピーディに確認できるようになり、調査に要する時間が短縮されました。

情報連携の効果③（平成30年11月8日のアンケート結果より）

<住民税（遠隔地扶養公用照会）分野>

〔H市（人口約30万人）〕

マイナンバーによる情報連携開始前

- 遠隔地扶養公用照会：約4,800件／年
- すべて文書で照会し、回答文書を確認し、システムにデータを手入力。
- 提供待ちに1カ月程度を要することもあり。



//

開始後

- 照会件数は同程度。
- 原則としてオンラインによる事務処理。
- 提供待ちがあっても3日間程度に短縮。

<介護保険料（課税所得の公用照会）分野>

〔I市（人口約30万人）〕

- マイナンバーによる情報連携開始前は、引越しをした高齢者の介護保険料を決定するために、引越し前の市区町村に対して郵送で課税情報を照会していました。この場合、保険料の徴収を開始する引越しの翌月までに情報提供が得られず、いったん最低区分の保険料で決定し、課税情報の提供が得られた後に保険料を再計算していました。したがって、引越し直後の高齢者は、短期間に二通の保険料通知を受け取ることになるため、混乱や無用な誤解が生じていました。

情報連携開始後は、課税情報を即時に取得できるので、引越しをした高齢者は最初から適切な保険料の額が示された通知を受け取ることができるようになりました。

〔J区（東京23区）〕

- マイナンバーによる情報連携開始前は、課税情報の公用照会（年間約5,000件）をすべて文書で郵送して、提供された情報を確認しシステムにデータを手入力していましたが、その事務が大幅に軽減されました。併せて郵送費も削減されました。

マイナンバー法別表第二主務省令のこれまでの改正経過と今後のスケジュールについて

- 初回制定（平成26年12月12日公布済）
 - ・ 番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定①
 - 第1次改正（平成28年9月12日公布済）
 - ・ 番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定②
 - 第2次改正（平成28年9月12日公布済）
 - ・ 番号法制定後に、別表第二に追加された事務・情報の範囲を具体化して規定
 - 第3次改正（平成29年5月26日公布済）
 - ・ 番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定③
 - 第4次改正（平成29年7月14日公布済）
 - ・ 給付型奨学金関係（日本学生支援機構法改正に伴う改正）
 - ・ 平成30年7月版データ標準レイアウトと省令の整合性の確保
 - 第5次改正（平成30年3月31日公布済）
 - ・ 国民健康保険法、雇用保険法施行規則、障害者総合支援法改正に伴う改正
 - ・ 平成30年7月版データ標準レイアウトと省令の整合性の確保等
 - 第6次改正（平成31年2月5日公布済）
 - ・ 令和元年6月に向けたデータ標準レイアウトの整備と併せて省令の内容を追加
 - 第7次改正（平成31年3月29日公布済）
 - ・ 国民健康保険法施行規則、高齢者医療確保法施行規則改正に伴う改正
 - ・ 令和元年6月に向けたデータ標準レイアウトの整備と併せて省令の内容を追加②
 - 第8次改正（令和元年7月頃公布予定）
 - ・ 令和2年6月に向けたデータ標準レイアウトの整備と併せて省令の内容を追加
※令和元年6月1日よりパブリックコメント開始
- 平成29年7月
情報連携開始分
- 平成30年7月
情報連携開始分
- 令和元年6月
情報連携開始分
- 令和2年6月
情報連携開始分

3. マイナンバー制度の拡充について



マイナンバー法改正に係る動向について

マイナンバー法

附則第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

○マイナンバー法の施行から3年が経過したことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、政府において、戸籍事務、罹災証明事務及び証券分野等の業務について、マイナンバー制度の利活用に必要な法律案を提出し、成立

マイナンバー利用事務の追加

- ・罹災証明書の交付に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 など

情報連携の拡大

- (1) 情報連携の対象となる事務の拡大
- ・母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務
- (2) 情報連携の対象となる情報の拡大
- ・健康保険組合等の被扶養者の認定(特別障害給付金情報等の追加)
 - ・国民健康保険の被保険者の資格認定(生活保護関係情報等の追加) など

1. デジタル手続法※による改正

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

情報連携の対象に戸籍関係情報を追加

- 社会保障分野の事務において、新たに戸籍情報を情報連携の対象とする。
- ・健康保険の被扶養者の認定(続柄を確認)
 - ・奨学金の返還免除(死亡の事実を確認)
 - ・国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出(婚姻歴を確認)
 - ・児童扶養手当の支給(続柄、死亡の事実、婚姻歴を確認) など

2. 戸籍法の一部を改正する法律による改正

証券分野における利用事務の追加

- ・証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務

3. 所得税法等の一部を改正する法律による改正 18

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- ・ **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- ・ **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

罹災証明書の交付事務をマイナンバー利用事務とすることについて

1. 被災情報の効率的な管理

氏名、居所等の情報と住家の被害状況の情報をマイナンバーで紐づけて管理することで、被災情報を効率的に管理する。



被災団体

氏名	個人番号	住所	被害状況
A	1234....	〇〇町...	半壊
B	4567...	△△町...	全壊
C	6789....	××...	半壊

・マイナンバーと結びつけることで、迅速かつ正確な情報の検索・管理が可能

住家の被害状況を調査⇒罹災証明書を交付



2. 罹災証明書の添付省略

被災者が同一の被災団体内において税や社会保険料等の減免申請等を行う際に、罹災証明書の写し等の添付省略を可能とする。



被災団体

マイナンバーを用いることで被災情報を確認※

税の減免

支援金の支給

仮設住宅の入居申請



・罹災証明書の写しの添付を省略

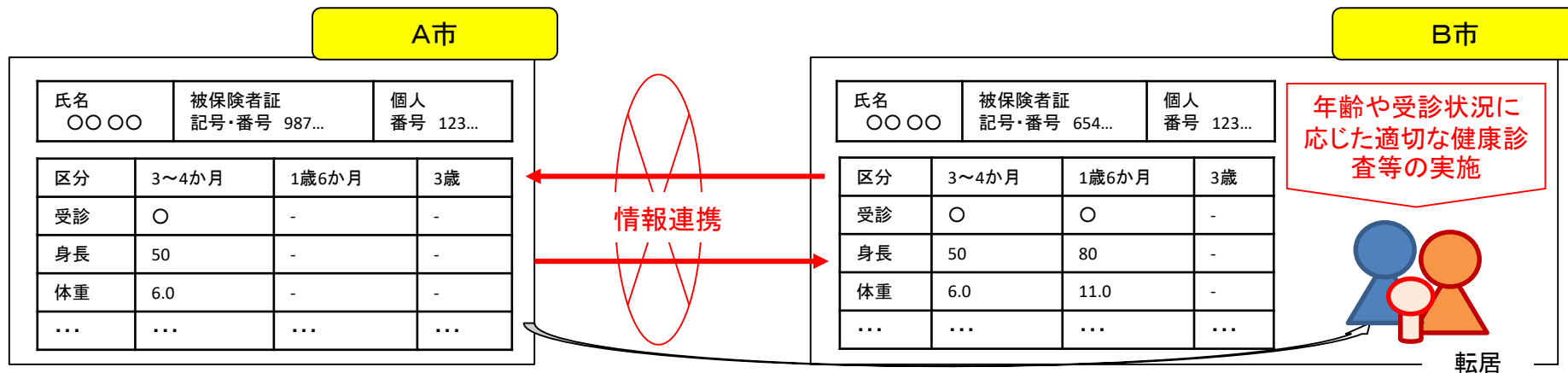


※ 当該団体においてマイナンバー法に基づく条例の整備が必要

社会保障分野におけるマイナンバー利用事務・情報連携の拡大について

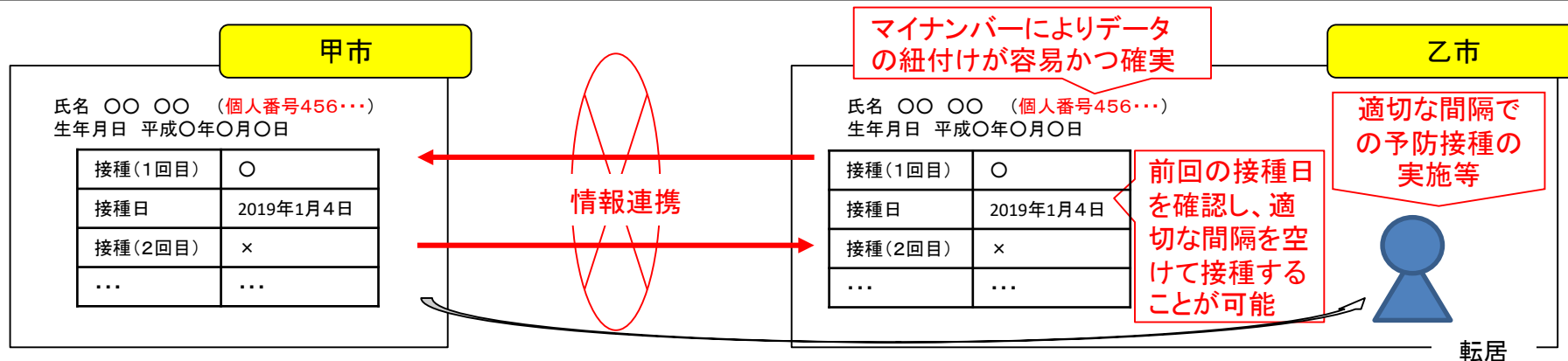
乳幼児の健康診査等に関する事務を情報連携の対象に追加

乳幼児健康診査の受診情報(受診の有無等)を情報連携の対象とすることにより、対象者が転居した場合であっても、転居先の自治体へ受診情報を確実に引き継ぎ、管理することで、適切な健康診査等の実施に資する。



新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施に関する事務をマイナンバー利用事務及び情報連携の対象に追加

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務をマイナンバー利用事務とすることで、接種対象者の予防接種歴を効率的に管理・検索することを可能とする。また、予防接種歴を情報連携の対象とすることで、接種対象者が転居等をした場合であっても、転居先の自治体へ予防接種歴を引き継ぎ、管理することで、適切な予防接種の実施に資する。



デジタル手続法による番号利用法別表第2改正項目一覧(17項目、のべ38情報)

別表第2の項	事務の概要	追加される特定個人情報	事務の新設
1	健康保険の被扶養者認定に関する事務(全国健康保険協会)	失業等給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
2	健康保険の被扶養者認定に関する事務 (全国健康保険協会; 毎年の検認、任意継続被保険者に係る届出の確認)	失業等給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
3	健康保険の被扶養者認定に関する事務(健康保険組合)	失業等給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
4	健康保険の被扶養者認定に関する事務(船員保険; 届出の確認)	失業等給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
5	健康保険の被扶養者認定に関する事務(船員保険; 毎年の検認)	失業等給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
33	健康保険の被扶養者認定に関する事務(私学共済組合)	特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
39	健康保険の被扶養者認定に関する事務(国家公務員共済組合)	特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
42	国民健康保険の資格の得失の確認に関する事務	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報	
58	健康保険の被扶養者認定に関する事務(地方公務員共済組合)	特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
66	特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務(収入要件の確認、併給調整)	労働者災害補償関係情報、地方公務員災害補償関係情報	
68	特別障害者手当の支給に関する事務(収入要件の確認)	労働者災害補償関係情報、地方公務員災害補償関係情報	
69の2	母子保健法による保健指導、健康診査及び訪問指導等に関する事務	乳幼児の健康診査に関する情報	○
94	介護保険法による保険給付の支給及び保険料の徴収等に関する事務 (所得区分の判定)	中国残留邦人等支援給付等関係情報	
97	感染症法に基づく措置入院対象者の費用負担に関する事務	住民票関係情報	
106	日本学生支援機構による学資の貸与及び支給に関する事務(奨学金の貸与及び支給の審査における収入要件の確認等)	児童福祉法による措置に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
114	職業訓練受講給付金の支給に関する事務(収入要件の確認)	特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報	
115の2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	新型インフルエンザ等に関する予防接種履歴に関する情報	○

※原則、令和2年6月から情報連携開始予定

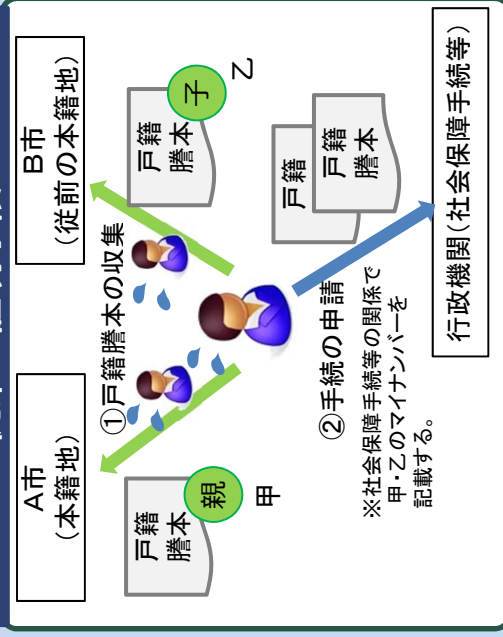
戸籍法の一部を改正する法律の要点

法務省資料より抜粋

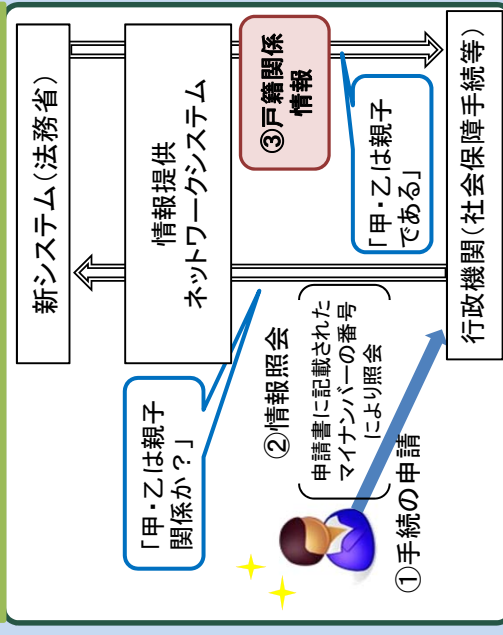
第1 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略（マイナンバー制度への参加）

- 法務大臣が戸籍の副本に記録されている情報を利用して、親子関係その他の身分関係の存否を識別する情報等を戸籍関係情報として作成し、新システムに蓄積する。
新法120の3
- 従来の戸籍謄抄本による戸籍の情報の証明手段に加え、マイナンバー制度のために作られた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認する手段も提供可能にする。
附則14（番号利用法別表第2関係）
- ※ 行政機関と法務省との間では、マイナンバー自体のやりとりは行わない（行政機関内部で用いられる情報提供個人識別符号を使用。）。
附則12, 14（番号利用法9Ⅲ, 21の2関係）

従来の証明手段



新たな証明手段（追加）

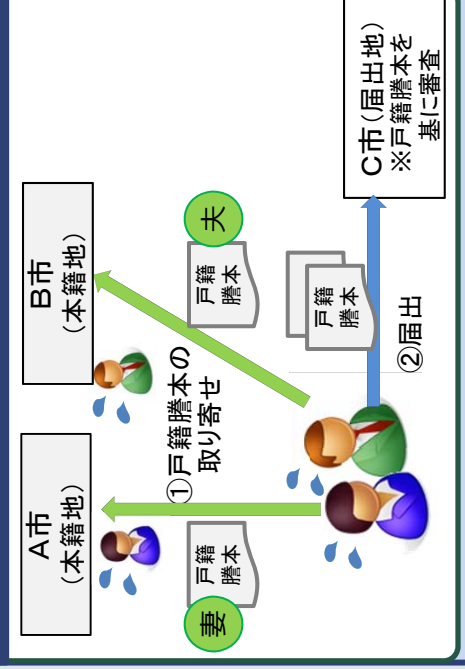


※ 戸籍謄抄本による証明手段は、引き続き、維持する。

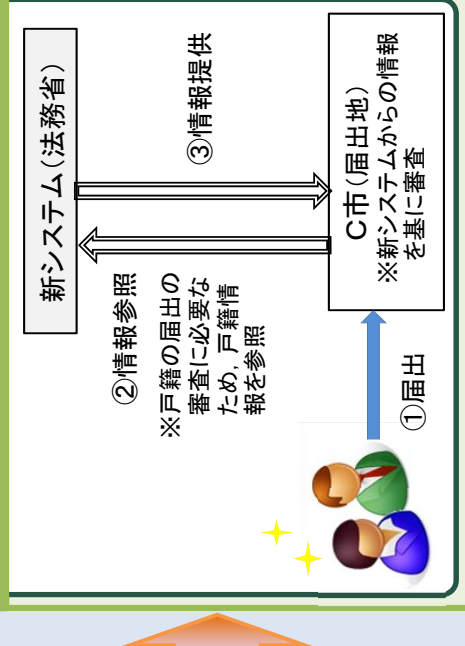
第2 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略

- 本籍地以外の市区町村において、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とする。
新法118 120の5～120の8
- ※ 戸籍事務内部での戸籍情報の利用であることから、マイナンバーを用いない。

現状



改正後



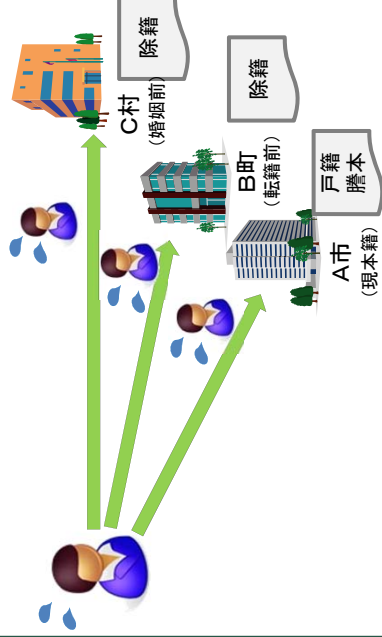
第3 本籍地以外での戸籍謄抄本の発行

○ 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄抄本の請求を可能とする(マイナンバーカードや運転免許証等により適切に本人確認)。

新法120の2

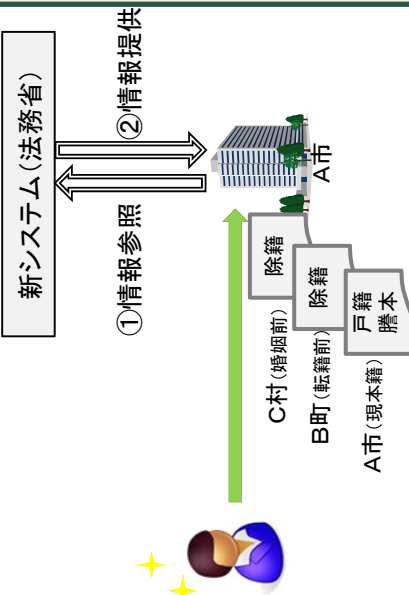
現 状

それぞれの本籍地の市区町村役場で取り寄せ



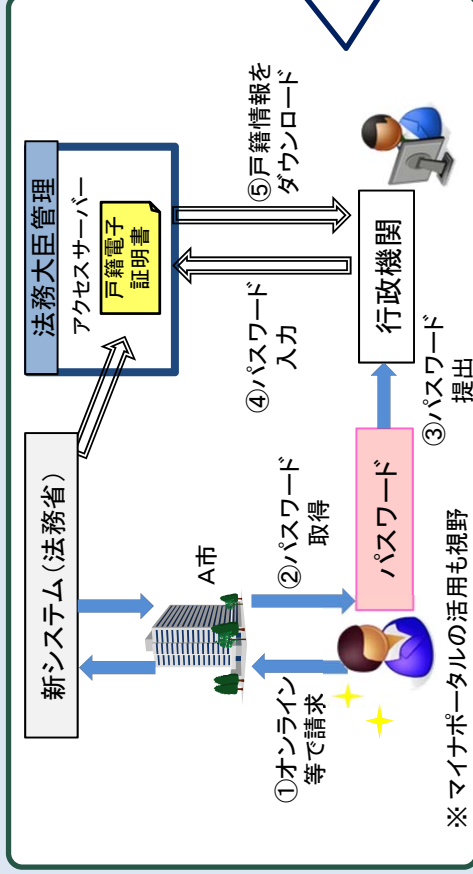
改 正 後

最寄りの市区町村役場の窓口で請求可能



⇒ さらに、自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)の発行を可能とする。

新法120の3



- オンライン等で請求
- 市町村からパスワードを取得
- オンラインで申請する際パスワードを提出
- 行政機関においてシステム端末にパスワードを入力し、戸籍情報を取得

第4 法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護措置について

本籍地市区町村以外の行政機関等でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報保護を適切に保護する必要性が高まる。

⇒ 法制上の保護措置

① システムに関し、安全性及び信頼性を確保する等の法制上の保護措置を設ける。

② システムの設計等の秘密保持義務及び当該義務違反に対する罰則を設ける。

③ 戸籍事務に従事する者が戸籍に関する事項を不正提供した場合の罰則を設ける。

※ マイナンバー法においても所要の保護措置を設ける。

新法121の3

新法121の2、132

新法133

⇒ システム上の保護措置

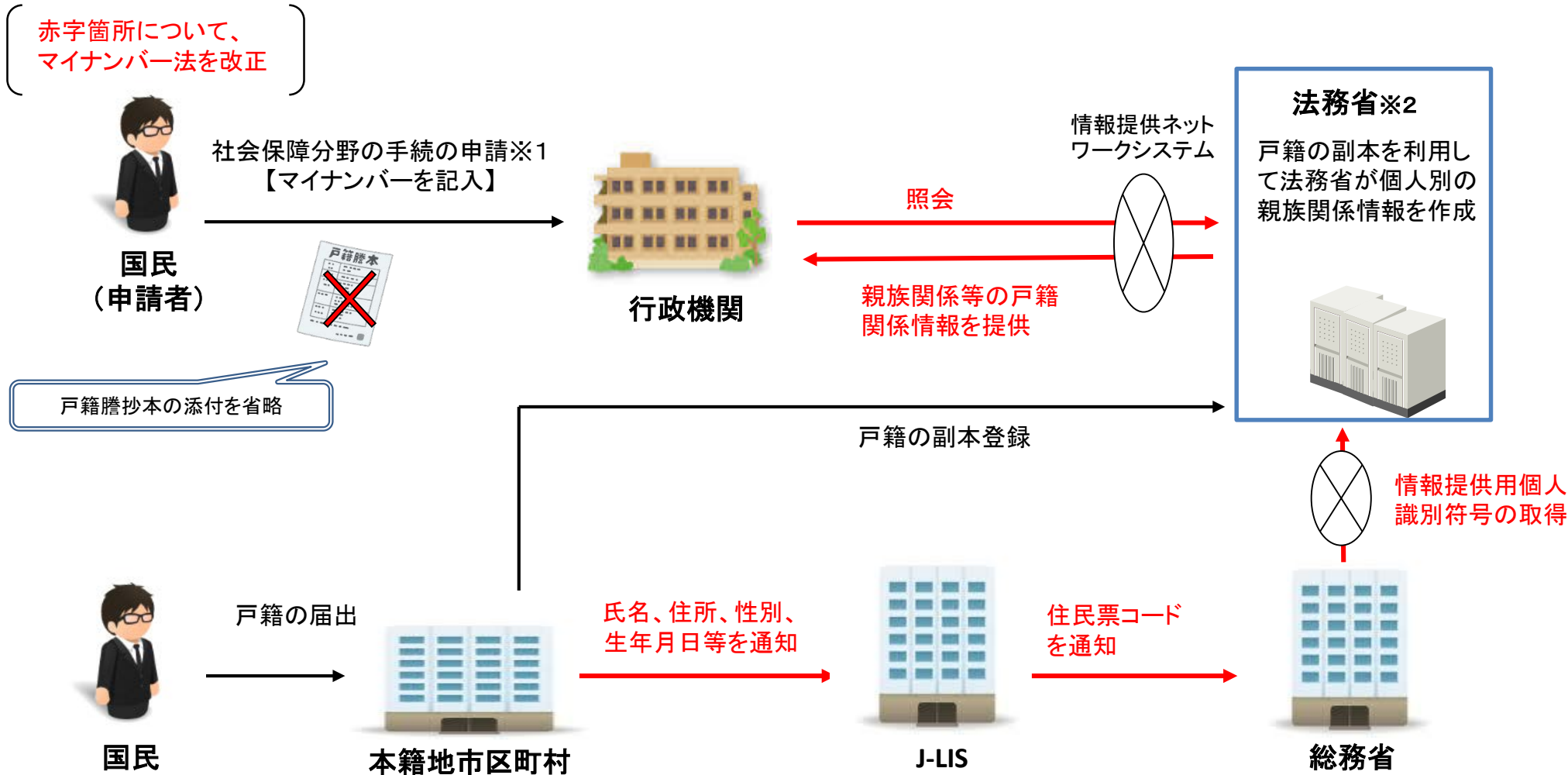
① 行政機関相互間の閉じたネットワークによる情報の送受信、② 不正参照を防止するシステムの構築、証跡ログの保存等の必要の保護措置を設ける。

システム運用開始時期

公布からシステムの運用開始まで5年を想定

戸籍関係情報を情報連携の対象とすることについて

戸籍関係情報を情報連携の対象とすることにより、社会保障分野の事務手続において申請者に提出が義務付けられている戸籍謄抄本の添付省略を実現し、国民の利便性向上を図る。



※1 健康保険の被扶養者の認定、奨学金の返還免除、国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出、児童扶養手当の支給をはじめとする手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とする(引き続き戸籍謄抄本の添付が必要となる場合もある。)

※2 法務省は、マイナンバーそのものは保有しない。また、戸籍事務においてマイナンバーは利用されない。

※3 戸籍関係情報の情報連携は、公布の日から5年以内の政令で定める日から施行。

戸籍情報を情報連携の対象とすることについて(戸籍法一部改正法附則による改正)

【情報連携により戸籍謄抄本の添付省略が可能となる事務】

- マイナンバー法別表第2に掲げる事務のうち、戸籍関係情報を情報連携の対象とするものについて、申請者の戸籍謄抄本の添付省略が可能となる。
- 具体的には、
 - 児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認、
 - 国民年金の第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認、
 - 奨学金の返還免除事務における死亡の事実の確認、
 - 健康保険の被扶養者の認定事務における続柄の確認、など45項目を予定している。

【マイナンバー法における保護措置の整備】

- 戸籍関係情報を情報連携の対象とすることに当たり、所要の保護措置を整備する。
 - ①情報連携の対象となる戸籍情報を作成するためのシステムについて、安全性確保及び秘密保持を義務付けた上で、秘密保持義務に違反してシステムの秘密を漏えいした場合の罰則規定を設ける。＜第45条の2第2項、第3項、第52条の2＞
 - ②戸籍関係情報を作成する過程において法務大臣が保有することになる個人情報について、保有制限、目的外利用、提供制限等の規制を適用した上で、その取扱いを個人情報保護委員会が監督する規定を設ける。＜第45条の2第1項、第4項から第9項まで＞
 - ③情報提供用個人識別符号の取得に当たって用いられる取得番号※について、②の個人情報と同様の保護措置に係る規定を設ける。＜第21条の2＞

※情報提供用個人識別符号の取得の際にシステム上発行される番号(いわゆる処理通番)。情報提供用個人識別符号の取得完了後には不要となるものであるが、その性質上、情報提供用個人識別符号と対応関係を有し、個人識別性を備えるものであることから、保護措置が必要となるもの。

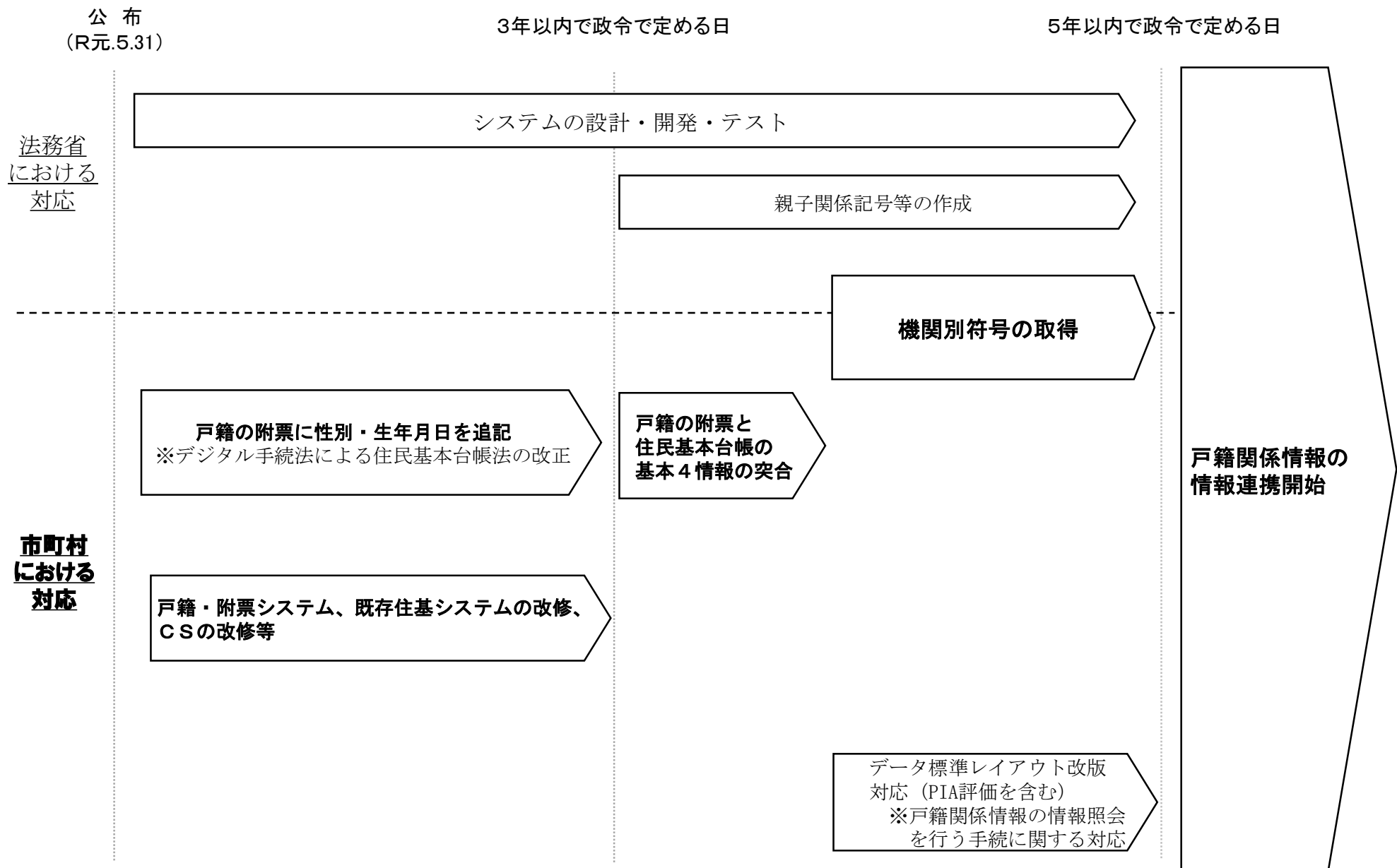
戸籍関係情報の情報連携を行う項目一覧(45項目)

別表第2の項	事務の概要
1	健康保険の被扶養者認定に関する事務 (全国健康保険協会)
2	健康保険の被扶養者認定に関する事務等 (全国健康保険協会; 毎年の検認、 任意継続被保険者に係る届出の確認)
3	健康保険の被扶養者認定に関する事務等 (健康保険組合)
4	健康保険の被扶養者認定に関する事務 (船員保険; 届出の確認)
6	健康保険の被扶養者認定に関する事務 (船員保険; 毎年の検認)
9	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
10	障害児通所給付費等の支給に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
14	障害児入所給付費等の支給に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
16	児童福祉法による費用徴収に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
20	身体障害者福祉法による費用徴収に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
23	精神障害者保健福祉法による費用徴収に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
31	公営住宅の入居の申請・家賃の決定に関する事務等
34	健康保険の被扶養者認定に関する事務等 (私学共済組合)
35	厚生年金の未支給年金の支給に関する事務等

別表第2の項	事務の概要
39	健康保険の被扶養者認定に関する事務等 (国家公務員共済組合)
40	共済年金の遺族一時金の支給に関する事務等 (国家公務員共済組合)
42	国民健康保険の被保険者資格の取得に関する事務等
48	国民年金の未支給年金の支給に関する事務等
53	知的障害者福祉法による費用徴収に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
54	改良住宅の入居の申請・家賃の決定に関する事務等
57	児童扶養手当の支給に関する事務
58	健康保険の被扶養者認定に関する事務等 (地方公務員共済組合)
59	共済年金の遺族一時金の支給に関する事務等 (地方公務員共済組合)
63	母子寡婦福祉法による資金貸付等の申請に関する事務
64	母子寡婦福祉法による便宜供与の申請に関する事務
65	母子寡婦福祉法による給付金の申請に関する事務
66	特別児童扶養手当の支給に関する事務
67	障害児福祉手当等の支給に関する事務
70	母子保健法による費用徴収に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
74	児童手当等の支給に関する事務

別表第2の項	事務の概要
77	雇用保険法による未支給の失業等給付の支給に関する事務等
84	厚生年金(昭和60年法律第34号による経過的金)の未支給年金の支給に関する事務等
85の2	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに関する事務等
91	平成8年法律第82号による経過的金(国家公務員共済組合)の未支給年金の支給に関する事務等
92	平成8年法律第82号による経過的金(日本鉄道共済組合)の未支給年金の支給に関する事務等
97	感染症法による療養費の支給に関する事務
101	経過的金(農林漁業団体共済組合法廃止法による)の未支給年金の支給に関する事務等
103	農業者年金基金法による未支給年金の支給に関する事務等
106	奨学金の貸与・支給に関する事務
108	障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務(みなし寡婦控除の適用)
111	厚生年金等時効特例法による未支給給付の支給に関する事務
112	厚生年金等支払遅延加算金支給法による未支給給付の支給に関する事務等
116	保育料の支給に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)
117	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
120	難病医療費助成の支給に関する事務 (みなし寡婦控除の適用)

戸籍関係情報の情報連携開始に向けた施行スケジュールのイメージ

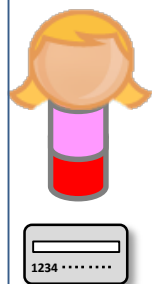


(注)現時点での粗いスケジュールのイメージであり、詳細については総務省・法務省からの今後の連絡に十分留意されたい。

マイナンバーが付された証券口座情報の効率的な利用について(税法による改正)

マイナンバー法施行前に開設された証券口座（既存口座）について、上場株式の口座振替事務を行っている証券保管振替機構がマイナンバーで検索可能な状態で加入者情報を管理すること等をマイナンバー法上位置付けるとともに、国税通則法の改正により、国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された加入者情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる（令和2年4月1日施行）。

【顧客】



マイナンバー
の告知

【証券会社等】

（金融庁調べによれば、平成30年6月末における証券会社の既存口座のマイナンバー取得率は約4割にとどまっている。）



【証券口座データ】

氏名	住所	個人番号	保有株式数
〇〇 〇〇	東京都	1234	A株 10株 B株 30株
□□ □□	愛知県	5678	C株 20株
⋮	⋮	⋮	⋮

証券口座情報
(マイナンバー付)
の提供

【株式発行会社】



加入者情報（マイナンバー付）
の要請・取得

配当支払調書の提出
(マイナンバー付)

【行政機関】



〔 地方自治体 〕



【証券保管振替機構(ほふり)】



- ・ 加入者情報を検索可能な状態で管理
- ・ マイナンバーの要請・取得

マイナンバー付で
加入者情報照会

【マイナンバー整備法等の改正：税制改正要望】

既存口座の告知義務に係る経過措置について、告知が進んでいない状況を踏まえ、期限の延長を行うこと。

《現行》平成30年末

《要望》令和3年末

【マイナンバー法等の改正】

ほふりが加入者情報をマイナンバーで検索可能な状態で管理すること等を位置付け、本人確認情報を活用して支払調書に記載するマイナンバーを取得する。

【国税通則法等の改正】

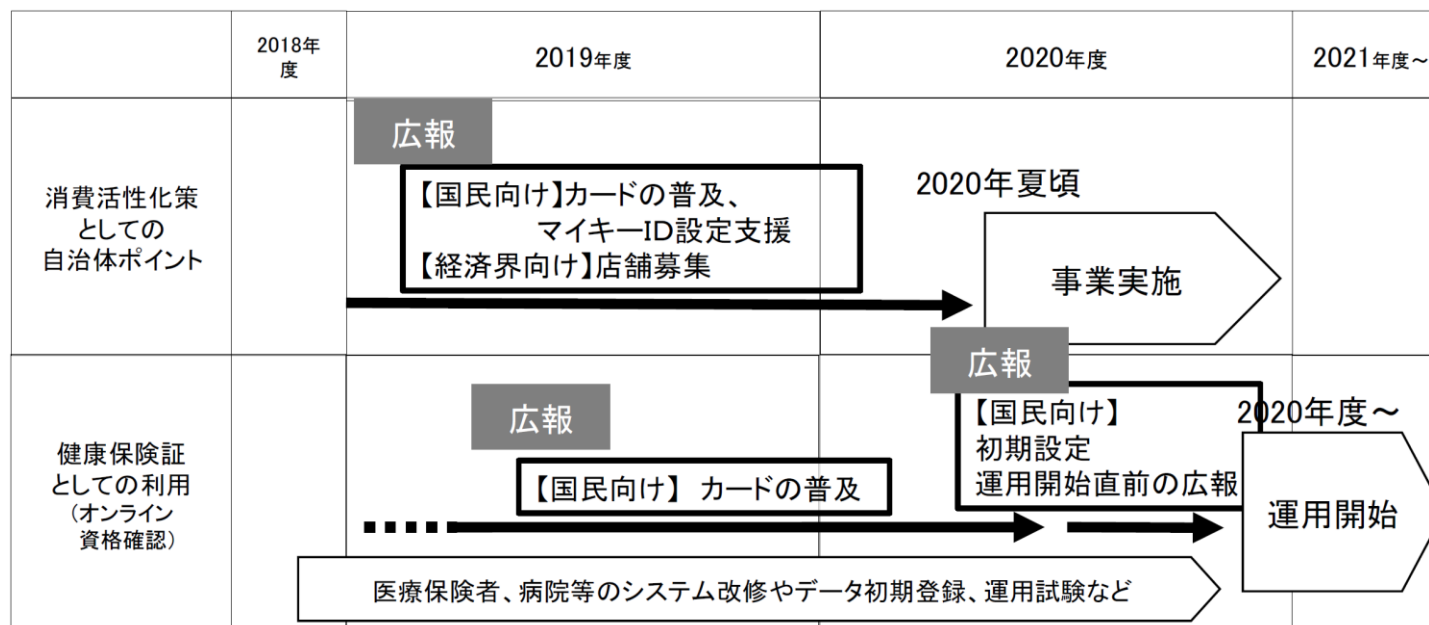
税務当局からの照会に効率的に対応できるよう、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することとともに、支払調書の提出者から要請があれば加入者情報（マイナンバー付）を回答することとする。

4. マイナンバー制度の広報について



今後の周知・広報の進め方

- マイナンバーカード普及に向け、まず「①消費活性化策としての自治体ポイント」、それに続けて「②健康保険証としての利用」に関する広報に注力することが重要。
- 内閣府としては政府広報と連携し、マイナンバーカードの身分証明書としての役割に関する広報を展開。カードの安全性、電子証明書の利便性・有効期限の更新に留意した広報内容にしていく予定。
- 政府広報との連携(2018年度もカード普及キャンペーンを実施)のほか、地方公共団体や経済界と連携した広報を展開する予定。
- 地方公共団体においても、
 - ・消費活性化策としての自治体ポイント、健康保険証の利用に関する周知・広報
 - ・マイナンバー及びマイナンバーカードに関する誤解の払拭に向けた周知・広報
 - ・情報連携による効果のホームページ等による周知・広報
 を実施いただくようお願いします。(関連リーフレット、ポスターのデータ(P.37))
- 「出張申請受付」など、積極的にカード取得促進に取り組む地方公共団体に対しては、広報グッズを在庫がある限り提供する予定です。(P.34～P.36)



マイナンバー及びマイナンバーカードに関する誤解の払拭に向けた周知・広報

以下のような「よくある誤解」の払拭を図るため、あらゆる広報媒体を通じて周知・広報を展開

➤ 他人のマイナンバーを悪用できる？

- ← マイナンバーを含む個人情報、法律で限定された場合（行政事務）のみ利用・提供が可能。
- ← マイナンバーを利用・提供できる場合であっても、提供の際には身分証明書（マイナンバーカードなど）で本人確認を行い、なりすましを防止。
- ← 不正な収集・利用などの違反行為には通常の個人情報の場合よりも厳しい罰則を適用。

➤ マイナンバーから個人情報を引き出せる？

- ← 個人情報は分散して管理。
- ← 法律で限定された場合にのみ、正当な権限を有する職員のみが利用できる専用の情報提供ネットワークシステムにより、マイナンバーとは異なる情報保有機関ごとの符号を用いて情報連携を行うことで、情報漏えいを防止。
- ← マイナンバーが直接ネットワークを流れることはない。通信は暗号化

➤ 他人のマイナンバーカードを悪用できる？

- ← 対面での悪用はマイナンバーカードの顔写真により防止。
- ← オンラインでの悪用はマイナンバーカードの機能停止により防止。
(24時間・365日稼働のコールセンターで対応)
- ← アプリケーションごとに異なる暗証番号を設定し、一定回数以上間違えるとカードをロック。

➤ マイナンバーカードのICチップから個人情報を引き出せる？

- ← ICチップからの不正な情報の読み出しを、情報自体が消去される仕組みにより防止。
- ← ICチップの利用には暗証番号が必要。
- ← もともとICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されない。
(マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、マイナンバーなどを記録)

マイナンバー制度広報用グッズ類一覧表（１）（平成31年4月現在）

[主な活用方法]

多くの国民の皆様が集まる商業施設や地域のイベント等で、マイナンバー制度の啓発を行うためのブースを設け、制度に関する説明やマイナンバーカード申請の相談窓口を設けるなど、マイナンバーカードの取得促進に直接的につながる取組みを実施する団体様（「広報用グッズ類」一覧表(1)(2)共通）

※平成31年4月1日事務連絡送付『【ご連絡】マイナンバー制度広報用グッズの提供について（平成31年4月現在）』

すでにご提供させていただいた団体様におかれましても、追加でご希望の場合は再度お申し込みください。内容を精査させていただき、提供可否をご連絡させていただきます。

①シール（B6）



②付箋



デザインの選択はできませんので、ご了承ください。

デザインの選択はできませんので、ご了承ください。

③エコバック



デザインの選択はできませんので、ご了承ください。

④缶バッジ



⑤風船（棒付き）



既に混色の状態で梱包されているため色ごとの個数の指定はできませんのでご了承ください。

⑥SNSフレーム 貸出専用



サイズ：縦約120cm 横約80cm

配送料については、自治体様負担になります。
(着払い・元払い)

マイナンバー制度広報用グッズ類一覧表（2）（平成31年4月現在）

以下のリーフレットの電子データは当室ＨＰに掲載しております。（★除く）

掲載ページ：<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents>

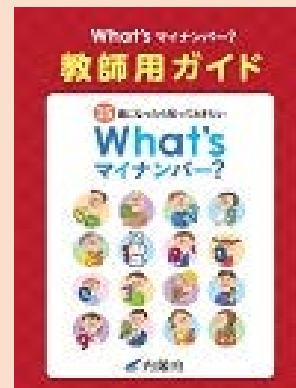
①まるわかりガイド

②児童向け小冊子 （A5）★

③生徒向け小冊子 （A5）★

④生徒用副教材 （B5）

⑤教師用副教材 （B5）



※日本語版（A4 3つ折り）
※外国語版（英語、中国語（簡・繁）、
韓国語、スペイン語、ポルトガル語）
（A 3 2つ折り）※ 8月印刷予定

⑥ぬりえチラシ （A 3 2つ折り）

⑦〇×クイズチラシ A 4（裏表）

※近日、全地方公共団体へ
配布予定。（A3 2つ折り）

着ぐるみ（貸出専用）

①エアータ입（6体）

②動けるタイプ（3体）



2018年度に着ぐるみを増体しました。ぜひご利用ください。



クイズの内容はどちらも同じです。
デザインの選択はできませんので、ご了承ください。

後日、別途連絡いたします。

セットで提供している広報用グッズ一覧表

[主な配布先]

- マイナンバーカードの申請受付を積極的に取り組んでいる団体様(例.申請時来庁方式、出張申請受付方式の実施など)
- マイナンバーカードの利活用に積極的に取り組んでいる団体様(例.マイナポータル用端末を用いたデモンストレーションの実施、マイキープラットフォームの推進など)
- ご提供は、2019年8月以降となります。

① 梱包用段ボール (②～⑥を梱包)



1615mm × 841mm × 315mm

② のぼり (ポール・台付き 1台)



寸法 600mm × 1800mm

③ リーフレット (まるわかりガイド 500部)



A 4 三つ折り

④ ポケットティッシュ (500部)



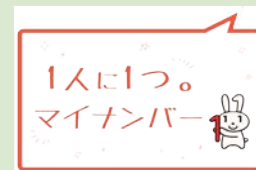
フィルム印刷 レギュラーサイズ、8W

⑤ ポスター (ラミネート加工 4種類)



A 1 594mm × 841mm

⑥ SNS 吹き出し (3種類)



300mm × 400mm程度

今後提供予定の広報素材

[全地方公共団体向け]

ポスター・ポケットティッシュ

[ポスター] A 2 サイズ
「今後のマイナンバーカードの利活用シーンの拡大」

[ポケットティッシュ] 80mm×120mm、8 枚入

■配布方法：令和元年 8 月（予定）に全地方公共団体へ
順次発送

リーフレットのデータ提供

[A 3 サイズ・2 つ折り]
○マイナンバーとマイナンバーカードの違い
○マイナンバーカードの使いみち
○マイナンバーカードを活用した消費活性化策
○マイナンバーカードの健康保険証としての利用
○マイナポータル

[A 4 サイズ・3 つ折り]
○マイナンバーカードの安全性
○マイナンバーカードの申請方法

■作成時期：令和元年 6 月～7 月（予定）
■提供形式：デザインデータを内閣府 H P に掲載

[子育てワンストップサービス対応 市区町村向け]

マイナちゃん折り紙セット

子育てワンストップサービスを導入されている、または今後導入を検討されている
団体が配布対象となります。【P】

■セット内容：折図設計書、まるわかりガイド、千代紙、折紙数枚
■配布時期：令和元年 8 月（予定）



[出張申請受付方式などを実施する地方公共団体向け]

グッズ

○クリアファイル（A 5 サイズ）
○スタッフジャンパー
○カード収納型スマホケース

※出張申請受付方式などを積極的に展開される地方公共団体には、
上記グッズに加えて、既出「広報用グッズ」「グッズセット」を優先的に提
供します。【P】

■配布時期：令和元年 8 月（予定）

[政府広報 素材データ]

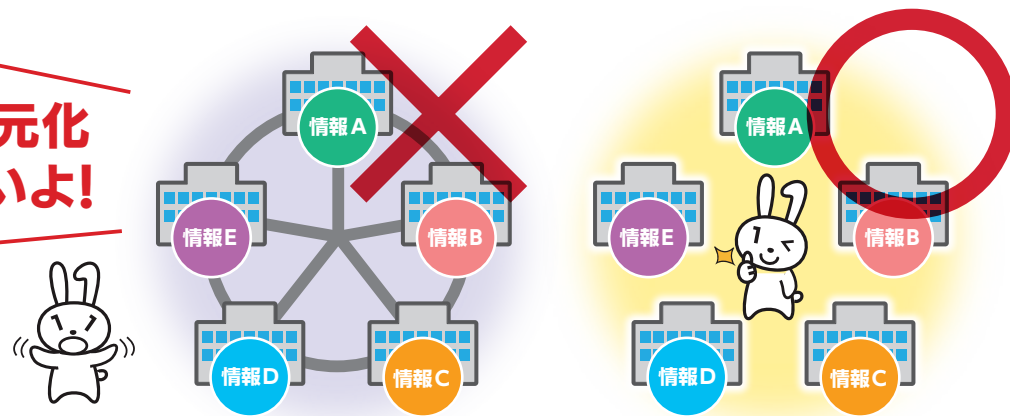
政府広報キャンペーン(平成31年 3 月実施)

素材データのご利用
については、政府広報室
(03-3581-3756) へ
お問い合わせください。



マイナンバー制度は、あなたの個人情報を
一元管理する仕組みではありません！

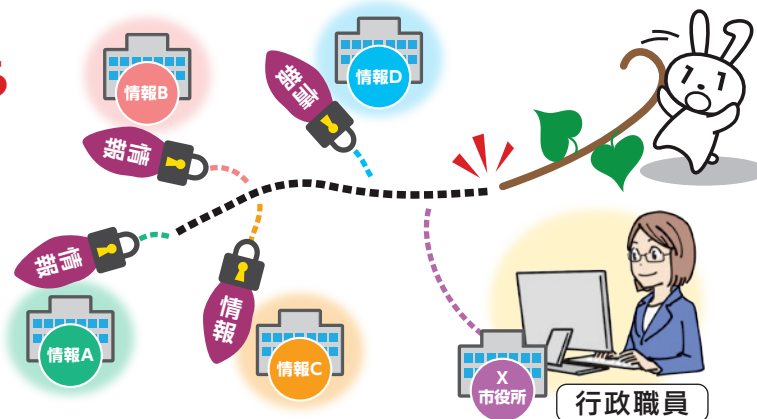
個人情報を一元化
することはないよ！



だから

情報が
「芋づる式」で漏れる
ことはないよ！

個人情報はこれまでどおり各機関
で分散して管理するので、万が一
どこかの機関でマイナンバーを含
む個人情報が漏れいしたとして
も、そこから芋づる式に情報が漏
れることはありません。



さらに

アクセスできる人も、
情報も限定！
通信は暗号化！！

手続きを受け付ける行政職員だけ
が、手続きに必要な情報だけにア
クセスすることが許されています。

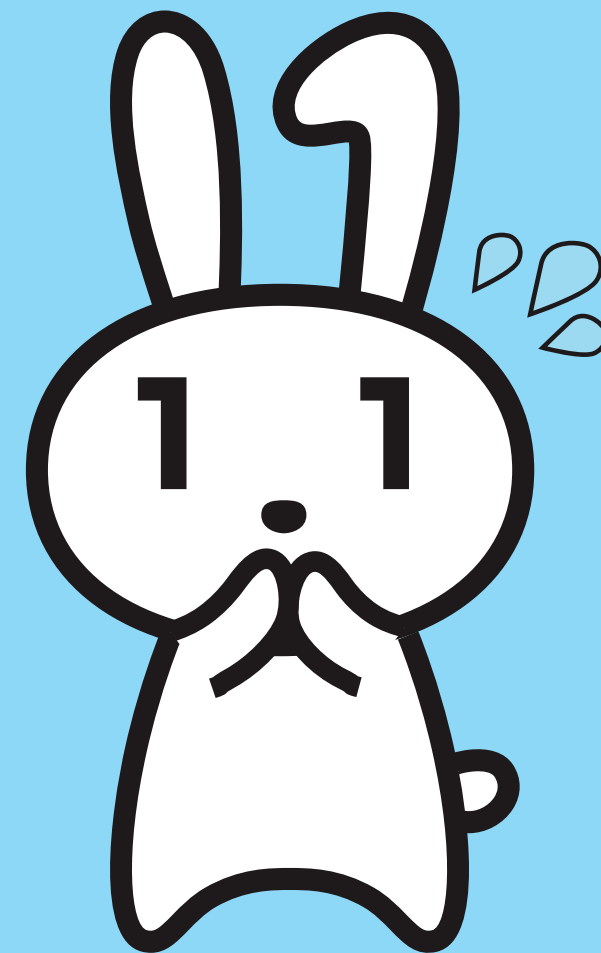


システムに不正なアクセス
がされないように、第三者
機関の「個人情報保護委員
会」が監視・監督しているよ！

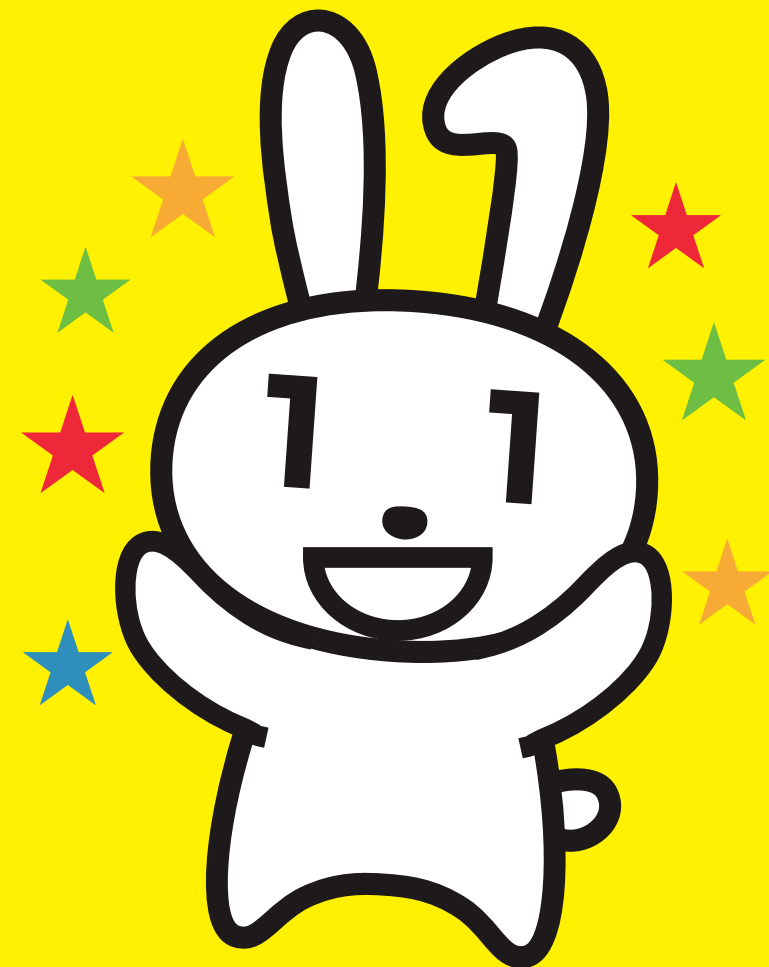
各行政機関の
専用ネットワークでの
やりとりには、マイナンバーは
使わないよ。

マイナンバーで どう変わったの？

Before



After



マイナンバー PRキャラクター
マイナちゃん

こちらを
みてね！

マイナンバーについて
お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

受付時間 | 平日 9時30分～20時00分
(年末年始を除く) | 土日祝 9時30分～17時30分

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については
24時間365日受け付けています！

【For Non-Japanese Speakers 外国語でのお問い合わせ】

This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

Inquiries about My Number System
マイナンバー制度について **0120-0178-26**

Inquiries about Notification Card and My Number Card
通知カード、マイナンバーカードについて **0120-0178-27**

マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>



内閣府

Before

みなさんの 手続が大変

もう～!

申請ごとに提出書類が多いし、申請場所も違って大変!



申請手続に
たくさん添付書類が
いるのね...



行政の仕事に 時間がかかる

もう～!

この書類、全部チェックするの?



本当に 支援が必要な 人は誰?

うーん...

書類上では問題ないのよね



行政職員

本当は受給資格は
ないんだけど



生活が苦しい...
どうすればいいの



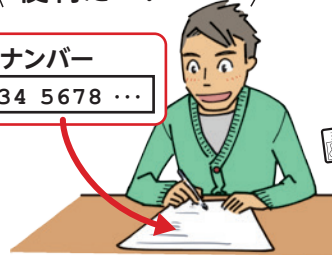
After

みなさんの 行政手続が ラクに!

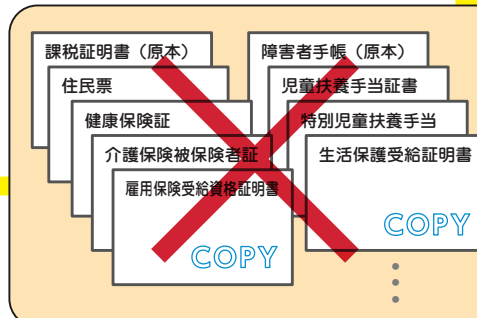
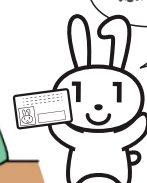
*2018年10月現在
1,221手続

手続が楽になって
便利だー!

マイナンバー
1234 5678 ...



マイナンバーを提示することで
添付書類が減ったねー!



事務処理が スムーズで 時間も短縮!

膨大な量のペーパーを
見なくてよかったわー!



行政職員

市民向けの手続も
早くなったわ



必要な人に 必要な 支援を!

本当に必要な人に
支援が届けられる!

マイナンバー
1234 5678 ...



行政職員

悪いことは
できないなあ

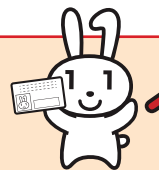


支援が受けられる!
これから頑張るわ!



「マイナンバーカード」で ますます便利に!

電子証明書
搭載だから...!



見本(オモテ面)



見本(ウラ面)

誰でもとれる公的な身分証明書!

- 窓口などでマイナンバーの提示が簡単に
- 旧姓も追記可能に (2019年度(予定))
- 健康保険証としても利用可能に (2020年度(予定))

セキュリティ対策も万全!

- 税や年金などの個人情報は入っていません
- マイナンバーを知られても、個人情報は盗まれません
- 紛失・盗難の場合は、24時間オンライン手続を停止可能 (万が一不正利用の恐れがある場合、マイナンバーの変更も可能)

詳しくは
裏表紙に

デジタル社会の必須ツール▶ オンラインで安全・確実に本人を証明し、様々な手続が可能に!

行政で!

- 自宅のパソコンから税や子育ての手続ができます。
- コンビニで住民票や各種証明書も取れます。

民間で!

- 住宅ローンや不動産取引のオンライン契約でも使えます。

マイナポータル



詳細はこちらの
QRコードから!

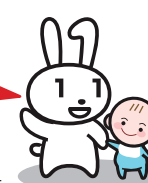
便利だ
な!



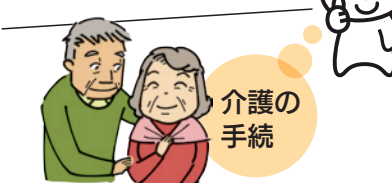
認可保育所の入所申請や
児童手当の申請などが
オンラインでできるよ! (※)

※市区町村によってサービスの内容は異なります。

年金記録の確認、
年金見込額の試算
もできるよ!



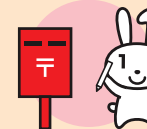
オンラインでできる
手続は増えていくよ!



行政機関が持つあなたの情報も
確認できるよ!

マイナンバーカードは
初回交付料無料
申請方法もたくさん!

● 郵便で



● パソコンで



● スマート
フォンで



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバーカード で検索